

平成 22 事業年度計画

独立行政法人 航海訓練所 年度計画 (平成 22 事業年度)

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 22 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

船員教育のあり方全般の見直しを反映した航海訓練の体制整備を進め、必要な対応に積極的に取り組む。

本事業年度の期間中(以下、「期間中」という。)に以下を実施する。

- ① 練習船における業務について、教科参考資料の再編や教官の担当業務の見直しなど、引き続き業務遂行の最適化を推進し、組織運営の効率化を図る。
- ② 学識経験者及び官労使の代表等を委員とする大成丸代船建造調査委員会(平成 22 年 4 月設置)を設置し、タービン練習船の内航用練習船への代替について、基本的な仕様を検討する。

(2) 人材の活用の推進

組織の一層の活性化を図るため、期間中、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等と 44 名程度の人事交流を実施する。

(3) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に 6% 程度の抑制を図る。

また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に 2% 程度の抑制を図る。

- ② 実践的海事英語訓練について、実行可能な訓練内容を民間に業務委託することにより、民間開放を継続して実施する。
- ③ 船員教育のあり方に関する検討会報告(平成 19 年 3 月)等を反映し、以下について、業務運営の効率化を推進する。

- ・社船実習(民間船社の練習船による実習)の実施状況・実施計画を次年度以降の効率的な航海訓練の実施計画に反映させる。
- ・遠洋航海等を希望しない者に対する航海訓練の実施については、船員教育機関の転学科の状況を配乗計画に反映する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法(平成11年法律第213号)第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下「実習生」という。)に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

航海訓練の実施に当たっては、船員に不可欠な「資質」の涵養と「基礎的技能」の習得の両面に力点を置き、教官と実習生のコミュニケーションを重視しつつ、訓練の質について一層の向上を図る。また、実施する内容や実習環境に応じたサイズのグループに実習生を分団して、実技実習を計画し、その段階毎に習熟度を確認しつつ、実習効果を高める。

海運業界のニーズを踏まえて、平成19年度から実施している六級海技士(航海)養成、及び日本船社の外航船舶の運航に従事することとなる外国人船員養成を継続して実施する。また、見直しを行った三級海技士(航海)養成における帆船及び汽船実習の組み合わせについて、引き続きその効果を検証する。

その他、内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要性が生じた場合には、民間との役割分担を整理した上で積極的に対応する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあつては引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力の強化及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、安全衛生水準向上に効果的なリスクアセスメントの概念導入を含め、更なる訓練内容の充実・強化を図る。

2010年に予定されているSTCW条約の包括的改正等、国際条約の動向を注視し、訓練内容へのすみやかな反映を図る。

実習訓練評価の標準化を図るため、標準試験問題の新たな問題の追加や内容の見

直しによる拡充を図る。

社船実習の実施状況を把握するための意見交換を継続実施し、訓練方法の改善を図る。

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、継続して訓練内容の充実・強化を図る。また、実習生が船員としての職業意識及び責任感を身に付けるよう指導の工夫を図る。

内航用練習船の導入に係る内航船社をはじめとする関係者の意見を踏まえ、今後のあるべき内航船員養成訓練を明らかにし、そのための教材の充実及び実習方法の改善を図る。

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

船員教育機関の養成定員、科別、学年別受入実績及び社船実習の実施実績等を踏まえた実習生の受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能レベルの達成を図る。また、必要な知識・技能レベルに達しなかった実習生については、再指導等を徹底し、全員の訓練課程の修了を目指す。

(d) 訓練機材の整備

第2期中期計画に基づき平成22年度に計画していた青雲丸のオンボード操船シミュレータの導入については、平成22年度予算による導入が見送られたため、その実現について改めて国土交通省と協議する。

青雲丸を除く汽船練習船2隻に搭載されているオンボード操船シミュレータについて、これまでの運用方法を踏まえ、各訓練課程に応じて操船シミュレータを活用した訓練プログラムの充実を図る。

これまでに養成したシミュレータ訓練のインストラクターとなる教官による研修を、シミュレータを搭載した練習船で実施し、より多くのインストラクター養成を推進するとともに、民間研修施設において研修を受けた者等の知見も活用し訓練効果の向上を図る。

練習船に搭載している、海事英語演習教材の内容改訂等の整備を行うとともに、より効果的な運用方法の検討を行う。

次期中期計画期間における教材及び訓練設備の整備計画を立案する。

(e) 意見交換会の開催

内航・外航業界や船員教育機関の関係者との意見交換会を15回程度開催する。

また、海運業界等の関係者が訓練現場を視察する機会を設けるとともに、内航船員教育連絡会議、外航船員教育連絡会議に参画する。

これらにより、各練習船における訓練の現状について情報発信をより積極的に行うとともに、業界のニーズを的確に把握することにより、関係者との相互理解を深め、一層の連携強化を図る。

(f) 実習生による評価

訓練の実施に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定した上、訓練期間の初期及び終期において、アンケート調査方式での実習生による訓練評価を20 回程度実施する。

更に、これまで改善に努めてきた問題点について、その対応状況を整理し、それらのうち中長期的な対応が必要な課題については、それぞれについて分析を行い、分析結果を各教官に周知するほか、必要に応じて船員教育機関にも情報を提供して解決・改善に努める。

(g) 職員研修

職員の職務別及び階層別に求められる能力に応じて立案した研修計画を、よりスキルアップ効果の高い体系的な研修計画に再構成のうえ試行し、職員の資質及び能力向上を図る。

期間中に、延べ100 名以上の職員に対し、内部研修及び外部への委託研修を実施するとともに、海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内研修を実施する。

職員1名の世界海事大学への海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。

(h) 安全管理の推進

① 船舶安全運航管理システム(以下、「SMS」という。)、並びに船舶保安体制について、内部監査や外部機関による審査などを通じて、PDCA サイクルによる上記システム・体制の維持・改善を図る。

② 職員の安全に対する意識向上と、組織における安全風土の醸成を図るため、安全推進会議を2 回程度開催する。

③ SMS について、前年度開催した安全推進会議での内部意見交換とそれを踏まえた活動実績に基づき、次の内容を実施する。

・リスクアセスメントの方法を新たに SMS に組み込む。

- ・前年度、飛躍的に活性化したヒヤリハット報告活動を引き続き推進するとともに、ヒヤリハット報告を始めとする不具合報告情報の有効活用について検討し、可能なものから実施を図る。
 - ・安全管理システムに従い台風等対策支援チームを編成し、陸上から必要な支援を行う。
- ④ 安全運航に係る視点を互いに広げるために締結した民間船社との協定を活用し、その会社の運航する船舶への乗船などを通じて得る知見を練習船での安全活動に反映する。
- ⑤ 次の活動を含む健康保持増進計画を策定し、計画に基づく活動を推進する。
- ・生活習慣病及び依存症予防のための啓発活動を行うとともに、産業医から職員、実習生に対し健康維持に関するアドバイスをを行う等、健康保持に向けた活動を充実する。
 - ・各種身体測定結果をデータベース化し、健康指導等に活用する。
 - ・昇任研修及び訪船カウンセリング時の講習を通じて、パワーハラスメント等に関する教育を充実する。
 - ・前年度において海陸一体となり、各船員教育機関と連携して行った新型インフルエンザへの対応の実績を踏まえ、船内への感染症防止対策を継続して実施する。

(i) 自己点検・評価体制の確立

航海訓練に関する自己点検・評価体制を適確に維持するため、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を計画的に実施する。

また、PDCA サイクルによりシステムを維持・改善し、それを活用することにより、訓練の質の一層の向上を図る。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については 18 件(新規 3 件、継続 15 件)程度、共同研究については 15 件(新規 3 件、継続 12 件)程度を

実施する。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

研究活動を活性化させるため、グループ研究体制の確認・見直しを継続して行う。また、幅広く外部研究機関との連携を促進する。

次に掲げるテーマに関する研究を引き続き推進するとともに、その実績と関連研究分野の動向を調査し、次期中期計画期間における重点研究の方向性について検討する。

- ・ヒューマンエレメント(オンボード操船シミュレータの活用)
- ・地球環境保全
- ・資質教育(心理学的見地を含めた資質教育の検証)
- ・練習船乗組員の安全衛生(健康管理)

研究活動の活性化に向け、研究の評価を行うための明確な基準を設け、各研究成果の指標化を図る。

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進(付帯業務の実施)

独立行政法人航海訓練所法第 11 条第 3 号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

- ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から、合計60 名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の技術移転等の実施に努める。
- ② アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度など国の施策に協力するとともに、国外の政府機関及び海事関連機関等の要請に応じ、職員を派遣する。
- ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19 名程度職員を派遣する。
- ④ 技術移転等を推進するため 1 件程度の国際会議等に参画するとともに、世界海事大学(WMU)留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じて国際的連携を強化する。

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進

- ・研究活動に関してその成果を、研究発表会や定期刊行物(調査研究時報)として公開する。
- ・研究発表会のあり方を引き続き見直し、一般からより多くの参加が得られるよう、その実施形態と事前の周知方法を改善する。

- ・研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。
 - ・船舶の運航技術、大気汚染を含む海洋環境保護対策に関する研究について、積極的に外部研究機関と連携し、諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
 - ・研究終了項目及び継続項目から 6 件程度の論文発表並びに 6 件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。
- 研究成果等海事に係る知見の普及・活用状況について、確認・整理し、今後の研究成果の活用の促進を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

交通政策審議会海事分科会の答申(平成19 年12 月)を受け、イベントへの協力や一般公開等を通じて、青少年が海に親しみ、海への関心を高める機会を提供する。

また、海事産業の次世代人材確保育成のため、海事・港湾関係機関、海運業界及び他の船員教育機関との連携を深めた取組について、一層の推進を図る。

- ・海フェスタ等の海事関係イベントに参加するとともに、寄港地等において当所及び海事に関する広報活動を行う。

特に2010年は、咸臨丸のサンフランシスコ寄港150周年記念行事へ海王丸が参加する機会を捉えて、船員教育の歴史はもとより、広く国民の海に関する関心を高めるための情報発信に努める。

- ・練習船の寄港地における一般公開を25 回程度実施する。
- ・練習船の寄港地近隣の小中学生等を対象とする練習船見学会を20 回程度実施する。実施に当たっては、近隣の船員教育機関との連携を図る。
- ・訪問型海事思想普及活動を推進する。
- ・練習船を活用した体験型イベントを実施する。
- ・海王丸において青少年等の体験航海を実施する。
- ・若年層にアピールするコンテンツの開発や、海事関係機関との相互リンクなど、インターネット上での活動に力を入れる。
- ・当所の情報や業務成果を、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート(年度実績報告)、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することで更なる情報発信を行う。

海事思想普及のためホームページにおける海事思想普及関連ページの充実等を行い、アクセス数増加を図るとともに、安定性を増加させるため Web サーバを更新する。

(4) 業務全般に関する項目

内部統制の維持・充実や透明性の確保等、今後の独立行政法人に係わる法整備等

を見据え、引き続き内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、研修等の機会を通じ、コンプライアンスや内部統制に係る当所の取組等の周知徹底を図る。

また、契約監視委員会を活用し、契約状況の点検・見直しを行う。

既に実施している次の項目については、より積極的に実施する。

- ・教育訓練業務、研究業務等を自ら評価し、次年度に反映させるため、内部評価委員会を積極的に活用するとともに、同委員会の機能の充実・強化について検討する。
- ・業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

行政刷新会議の事業仕分け(平成21年11月実施)結果を踏まえ、以下により自己収入の確保を図るとともに、新たな自己収入確保の方策について検討する。

- ・教科参考資料の実習生頒布価格について見直しを行う。
- ・海技士身体検査証明書等の発行費用及び乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費を収受する。
- ・船員教育機関等と、訓練委託に係る受託料の見直しについて協議を継続する。

(2) 期間中の予算計画(人件費の見積りを含む。)

区 別	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	5,951
施設整備費補助金	0
受託収入	5
業務収入	106
計	6,062
支出	
業務経費	1,483
施設整備費補助金	0
受託経費	5
一般管理費	203
人件費	4,371
計	6,062

[人件費の見積り]

年度中総額 3,494 百万円を支出する。

但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金 額 (百 万 円)
費用の部	6,087
經常費用	6,087
業務費	5,581
受託経費	5
一般管理費	476
減価償却費	25
収益の部	6,087
運営費交付金収益	5,951
受託収入	5
業務収入	106
資産見返負債戻入	25
資産見返負債戻入	25
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金 額 (百 万 円)
資金支出	6,062
業務活動による支出	6,062
投資活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,062
業務活動による収入	6,062
運営費交付金による収入	5,951
受託収入	5
業務収入	106
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200 百万円とする。

5. 重要財産の処分計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

- (a) 学識経験者及び官労使の代表等を委員とする大成丸代船建造調査委員会(平成 22 年 4 月設置)を設置し、具体的な内航用練習船導入のための主要目を作成し、23 年度予算要求を行い、詳細な仕様の作成を開始する。
- (b) 青雲丸へのオンボート操船シミュレータの導入に向け仕様を検討する。

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について 5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。